

特別定額給付金の申請について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急経済対策として実施される、「特別定額給付金」の申請についてお知らせします。 **【政策企画課】**



- ▶ **給付対象者**
基準日（令和2年4月27日）において、橋本市に住居登録がある人
- ▶ **受給権者** 給付対象者が属する世帯の世帯主
- ▶ **申請方法**
 - **オンライン申請**（マイナンバーカードが必要）
マイナポータルで必要事項を入力してください。本人確認書類は不要です。
 - **郵送申請**
5月27日(水)発送の申請書に必要事項を記入し、本人確認書類および振込先口座の確認書類の写しを貼付して同封の返信用封筒で郵送してください。

- ▶ **給付について**
世帯主（申請者）の本人名義の預貯金口座へ給付対象者1人につき10万円を給付します。なお、オンライン申請は5月22日(金)、郵送申請は6月12日(金)から順次振込みを行います。
- ▶ **問い合わせ**
橋本市特別定額給付金コールセンター
☎32-3101
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
※つながらない場合はお手数ですが時間をかけてかけ直してください。
※感染拡大防止の観点から、原則として窓口による対応は行なっていません。

申請書の記入例

- 申請日、世帯主氏名、連絡先を記入し、認印（朱肉使用のもの）を押印してください。
- 給付対象者の記載内容を確認していただき、誤りがある場合は朱書きで訂正してください。受給を希望しない人がいる場合は、辞退欄に×印を記入してください。
- 受取方法Aにチェックを入れ、世帯主名義の口座を記入してください。口座を持っていない人や金融機関が遠方の人はBをチェックしてください。
- 裏面には、本人確認書類の写しおよび振込先金融機関の口座確認書類の写しを貼り付けてください。市税や水道料金などの引落とし口座を指定された場合は口座確認書類の写しは不要です。

給付金詐欺にご注意ください！

橋本市や総務省などの行政機関が「特別定額給付金」の給付のために、現金自動預払機（ATM）から手数料の振込みを求めることはありません。また、ご自宅を訪問し、通帳やキャッシュカードを預かることもありません。

不審に感じた場合は、橋本市消費生活センター（☎33-1227）や、最寄りの警察署または警察相談専用電話（☎#9110）に相談してください。



市民の皆さまへ

市民の皆さまには、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。また、マスクなどの物資や寄附金を寄贈していただいた皆さまにも重ねて厚くお礼申し上げます。

橋本保健所管内での感染者の発生などにより、外出の自粛や学校の臨時休業などの制約、また経済活動の制限など、市民の皆さまの生活に多くの影響を及ぼしてきました。大変ご不便をおかけし、さまざまな立場で我慢をしていただいている状況ではありますが、皆さまのご協力のおかげで感染の拡大を防ぐことができています。

市では、一日も早く「元気なまち橋本」を取り戻せるよう、市民の暮らしや経済を守り、学習の機会や健康的な生活をしっかりと確保するための施策を実施します。

これからも感染拡大の防止に努め、市民の皆さまと行政が力を合わせ、一丸となってこの難局を乗り越えていきたいと思っております。

引き続き市民の皆さまのご協力をよろしくお願いします。

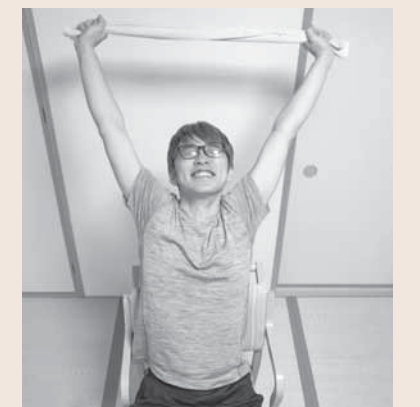
橋本市長 平木哲朗

今月号に掲載の催しなどは新型コロナウイルス感染症の影響により中止または延期となる場合があります。催しの詳細は、市ホームページなどをご確認ください。

目次

- 3 特別定額給付金について
- 4 特集
4 新型コロナ対策事業
- 6 特集
6 きらりVol.54
- 10 情報ワイド
10 ▶人権啓発推進委員会をご存じですか
▶市営住宅の入居者募集
▶移住支援金のお知らせ
▶国民健康保険税の見直し など
- 13 情報ひろば
- 19 タウン情報
- 20 子育てぱーく、本のひろば
- 21 健康カレンダー
- 22 フォトトピックス

今月の表紙



特集「きらりVol.54」では、外出が制限される中でも、健康を維持できる体づくりについて紹介します。